

(2026年5月28日発表)

行政財産目的外使用料の算定誤りについて

◆ 概要

静岡市が、民間事業者2社(A社およびB社)に行政財産の目的外使用許可している、港湾会館清水日の出センター(マリビル)の屋上等への通信基地局^{*}設置について、「静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」(以下「条例」という。)に基づく目的外使用料算定基準の適用誤り等により、目的外使用料の徴収不足および未徴収が発生していました。

^{*} 電気通信事業者が無線通信サービスを提供するために設置する設備(アンテナ、無線機、電源設備その他これらに附帯する設備により構成されるもの。)

(誤りの内容)

【A社】算定基準の適用誤りによる徴収不足

- ・目的外使用許可申請書において、本来記載すべき使用面積(アンテナ本体および附帯設備全体の投影面積)ではなく、「基地局の設置台数」のみが記載されていました。
- ・本来、使用面積に基づき使用料を算定すべきところ、誤って物件ごとの単価(基地局1基当たり1,500円/年)を適用し、使用料を算定していました。
- ・このため、2020年度から2025年度までに、1,058,108円の徴収不足が発生しました。(A社は2019年度以前から目的外使用許可に基づき基地局を設置していたものとみられますが、当該関係文書は保存期間を経過しており、事実関係の詳細については確認できていません。)

【B社】使用面積の一部未把握による未徴収

- ・目的外使用許可申請書において、アンテナ本体の使用面積は記載されていたものの、附帯設備の使用面積が含まれていませんでした。
- ・本来、アンテナ本体および附帯設備を含めた使用面積に基づき使用料を算定すべきところ、附帯設備分が算定対象から漏れた状態で使用料を算定していました。
- ・このため、基地局を設置した2020年度(3月)から2025年度までに、819,100円の未徴収が発生しました。

◆ 覚知日 2026年1月30日(金曜日)

◆ これまでの経緯と対応状況

- ・A社から2026年度の目的外使用許可申請が提出された際、申請内容および過年度の算定基準の適用誤りが判明しました。
- ・その後、他の許可案件について確認を行った結果、B社の事案が判明しました。
- ・市からA社およびB社に誤りの内容を説明し、次のとおり対応することで了解を得ました。
 - 【A社】：市の算定誤りが原因であるため、2026年度分から算定方法を是正します。
 - 【B社】：B社の申請漏れが原因であるため、附帯設備分の使用料を遡って請求し、当該使用料については、2026年5月12日に支払い完了を確認しました。
- ・今回の事案を受け、通信基地局の行政財産の目的外許可に関する事務処理について全庁的な点検を実施しました。

◆ 原因

- ・目的外使用料許可事務において、申請内容と実際の設置状況(使用範囲や使用面積)を十分に照合・確認する体制が整っていなかったこと。
- ・申請内容の妥当性や算定基準との整合性を十分に確認しないまま、過去の取扱いを踏襲して事務処理を行っていたこと。

◆ 全庁調査の結果及び今後の取扱方針について

- ・調査の結果、本件以外に同様の算定誤りは確認されませんでした。
- ・基地局の使用料算定について全庁統一の取扱いを整理し、各所属へ通知しました。

「通知の概要」

基地局については、原則として条例第2条に基づき、使用面積により使用料を算定します。

電柱型基地局については、その設置形態を踏まえ、条例別表(第3条関係)に規定する「電柱、支線、公衆電話所、マンホールその他これらに類するもの」に該当するものとして、条例第3条に基づく特例を適用します。

◆ 今後の対応(再発防止策)

- ・目的外使用料許可事務において、使用範囲や使用面積、附帯設備の有無、算定方法などの確認事項を起案書に明記し、複数職員による確認を徹底します。

【問い合わせ先】

(目的外使用料の算定誤りについて)

経済局海洋政策部清水みなと振興課(浪漫館 14 階) 担当:山田、田村

電話: 054-354-2432

(全庁調査の結果等について)

総合政策局社会共有資産利活用推進課(静岡庁舎新館 12 階) 担当:古厩、近藤、望月

電話: 054-221-1181